

議案第 25 号

松阪市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

松阪市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
松阪市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 6 号及び第 7 号中「短期大学」を「短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」に、「卒業した」を「卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。